

1 計画策定の目的と位置づけ

1-1 計画策定の目的と位置づけ

(1) 計画策定の目的

千歳市では、平成 16 年 3 月に千歳市の住宅施策の目標や基本方向を定めて、総合的な住宅行政の指針を示すことを目的として「千歳市住宅マスタープラン」を策定して、様々な施策に取り組んできました。

その後、国においては、平成 18 年 6 月に「住生活基本法」が制定されて、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図るという方針が打ち出されました。

国は、このような方針に基づき従来の「住宅建設五箇年計画」に変わり、平成 18 年 9 月に「住生活基本計画（全国計画）」を策定するとともに、平成 23 年 3 月に計画の改訂を行い、北海道においても、平成 19 年 2 月に「北海道住生活基本計画」を策定して、現在は平成 23 年度末を目標に改訂作業が進められるなど、千歳市の計画が策定されて以降、住宅施策に関する国や北海道の新たな方向性が示されました。

また、千歳市においても現行計画の策定から 8 年余りが経過して、少子高齢化の一層の進展や環境に対する市民意識の高まりなど、住宅や住環境を取り巻く社会経済状況も変化しています。

さらに、「千歳市第 6 期総合計画」が平成 23 年 3 月に策定されたほか、関連する計画も見直しなどが行われていることから、これら上位・関連計画との整合を図るとともに、千歳市を取り巻く新たな変化に対応して、市民ニーズを踏まえた効果的な施策の展開を図っていくために、現行計画を見直して、「千歳市住宅マスタープラン（改訂版）」を策定しました。

(2) 計画の期間

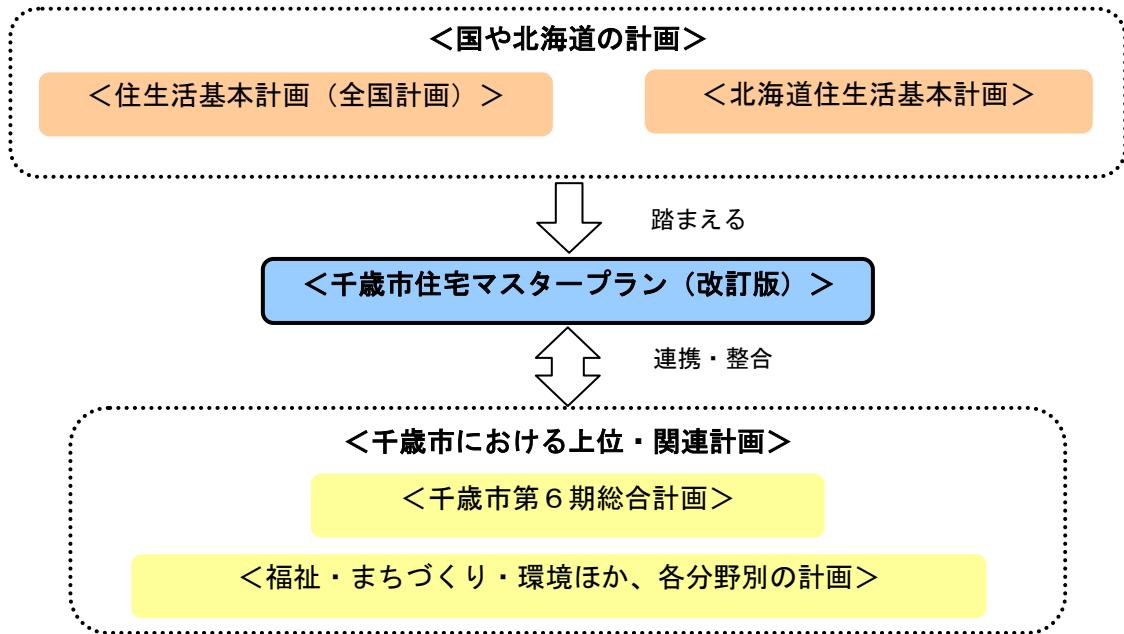
本計画は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、住宅・住環境を取り巻く情勢の変化に伴い、住宅施策の変更を必要とする場合には、適宜計画の見直しを行います。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、国および北海道の住生活基本計画を踏まえて、千歳市第6期総合計画やその他福祉・まちづくりなどの上位・関連計画との連携や整合を図りながら、総合的な住宅施策の推進をめざします。

【千歳市住宅マスタープラン（改訂版）の位置づけ】



（４）計画の策定体制

本計画は、学識経験者と行政からなる策定委員会で審議を行ったほか、アンケート調査やヒアリング調査により市民や関係団体の意見を反映して、策定しました。

